

申請区分及び申請手数料

① 申請区分【新規】

現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合

* 以前許可を有していた者が許可取得後、許可業種の全部を廃業し、再度許可を取得するために申請する場合も、この「新規」に該当します。

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	【申請手数料】
許可を受けようとする建設業	1	1										新規（一般） 9万円
申請時に既に許可を受けている建設業												

② 申請区分【般・特新規】

- a) 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合
- b) 特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合

* bの場合で、許可を受けている建設業の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、当該特定建設業を廃業し、般・特新規として申請することとなります。

* bの場合で、許可を受けている建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合には、特定建設業の全部を廃業させた後、新たに一般建設業の許可を申請することとなります。（新規許可申請となります。）

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	【申請手数料】
許可を受けようとする建設業	2											般・特新規（特定） 9万円
申請時に既に許可を受けている建設業	1	1			1							

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	【申請手数料】
許可を受けようとする建設業		1										般・特新規（一般） 9万円
申請時に既に許可を受けている建設業	2							2	2			

③ 申請区分【業種追加】

- a) 一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合
- b) 特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請しようとする場合

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	【申請手数料】
許可を受けようとする建設業		1						1	1			業種追加（一般） 5万円
申請時に既に許可を受けている建設業	1				1							

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼
許可を受けようとする建設業	2					2					
申請時に既に許可を受けている建設業	1	2									

【申請手数料】

業種追加（特定） 5万円

④ 申請区分【更新】

すでに受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼
許可を受けようとする建設業	1	2				1	1		2	1	
申請時に既に許可を受けている建設業	1	2				1	1		2	1	

【申請手数料】

更新（一般） 5万円＋
更新（特定） 5万円
＝ 10万円

⑤ 申請区分【般・特新規＋業種追加】

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼
許可を受けようとする建設業		2		1	1					2	
申請時に既に許可を受けている建設業	1									1	

【申請手数料】

般・特新規（特定） 9万円＋
業種追加（一般） 5万円
＝ 14万円

⑥ 申請区分【般・特新規＋更新】

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼
許可を受けようとする建設業		1	1	1	1	1			2	2	
申請時に既に許可を受けている建設業									2	2	

【申請手数料】

般・特新規（一般） 9万円＋
更新（特定） 5万円
＝ 14万円

⑦ 申請区分【業種追加＋更新】

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼
許可を受けようとする建設業		1	1	1	1	1					
申請時に既に許可を受けている建設業		1									

【申請手数料】

業種追加（一般） 5万円＋
更新（一般） 5万円
＝ 10万円

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼
許可を受けようとする建設業	2	1	1	1					2	2	
申請時に既に許可を受けている建設業			1	1					2	2	

【申請手数料】

業種追加（一般） 5万円＋
業種追加（特定） 5万円＋
更新（一般） 5万円＋更新（特定）
5万円＝ 20万円

⑧ 申請区分【般・特新規＋業種追加＋更新】

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼
許可を受けようとする建設業	2	1	1	1	2	1			1	1	
申請時に既に許可を受けている建設業		1							1	1	

【申請手数料】

般特新規（特定） 9万円＋
業種追加（一般） 5万円＋
更新（一般） 5万円＝ 19万円

* 申請手数料については、大分県知事許可の場合を記載しているので、国土交通大臣許可の場合、新規、般特新規の場合 15万円（登録免許税）となるので注意すること。